

第7章 保存管理

(1) 保存管理の方針

名勝宇治山の風致景観を、この先も維持継承していくために保存管理を図る。名勝を未来へ確実に引き継いでいくため、次のように保存管理の方針を示す。

- 4つの本質的価値や、本質的価値を構成する諸要素を適切に保存管理する。
- 危険木や獣害、外来種などに対して適切な対応をとる。
- 名勝宇治山の本質的価値のき損を防ぐため、危険箇所の調査を行い、景観に配慮しつつ災害などに対する予防措置や山容の適切な維持管理を行う。
- 植生などの本質的価値を構成する諸要素は、名勝景観を損なわない範囲でその遷移を妨げないよう配慮する。
- 所有者の宗教活動などとの調和を図り、安全確保ができる保存管理を目指す。

(2) 保存管理の方法

第1項 名勝指定地全体の保存方法

地形や植生などの本質的価値を構成する諸要素は、適切に保全する。指定地内における植生の現状把握については、日常の管理における目視確認で樹木の腐朽や危険木の有無など現状を把握するほか、必要に応じて植生の概況調査を行うことにより、樹木の現況や植生の遷移を把握し、今後の植生管理に必要なデータを収集する。土地所有者による建造物の新築や工作物の設置などは、宗教活動や事業に配慮するとともに、名勝宇治山の本質的価値を損ねない範囲となるようにする。

第2項 地区ごとの保存方法

ア A地区

名勝宇治山の本質的価値の根幹をなす宇治山の山容や植生については、視点場からの眺望に与える影響を最小限に抑えるよう適切に維持管理する。高木化した樹木や危険木の伐採は、植生の概況調査や樹木医による診断をもとに、宇治山を外から見た景観と森林の管理方針を慎重に検討したうえで、計画的、段階的に行う。伐採地や被災後の植生回復は、現在みられる宇治山の風致景観が損なわれることのないよう、稚樹の周囲を小規模防鹿柵で囲うなど獣害対策を適切に施すことによって自然回復を促す。管理が行き届いていない竹林や外来種のナンキンハゼは、植生の遷移によって森林環境に悪影響が及ばないよう注意し、積極的な対策方法を検討する。マツ枯れやナラ枯れなど病害虫による被害は、日常の管理の中でその兆候がみられないか観察する。

土砂崩れなどの災害に対する予防策については、危険な場所の調査を行いつつ、防災についての取り組みを進めていく。指定地内に散在する無主物の地藏石仏など石造物は、それぞれの文化財としての価値について調査を検討する。既存の園路などの施設は、劣化が進行し

ないよう適宜補修などを行っていくことにより、適切な維持管理を図る。

イ B地区

境内地および参道においては、宗教活動と名勝景観の調和を図る。境内地における樹木は、歴史的建造物や参拝者の安全を確保するとともに、視点場からの景観に配慮し、適切な維持管理を図る。植樹については慎重に検討し、宇治山の景観を損なわないよう配慮する。

宗教活動に必要な建造物の更新についても、名勝の本質的価値を損ねないよう配慮する。これらを計画的かつ適切に実施するため、宇治市と4社寺の連絡連携体制を確立する。

ウ C地区

市民にとって不可欠な公共性の高い施設においては、その更新を妨げないよう配慮が必要であるが、あくまでも名勝の本質的価値を損ねない範囲とする。地形改変を伴うような作為が避けられない場合も、管理団体である宇治市との協議を行い、文化財保護法に則ったより良い解決策を模索できるよう、宇治市と電力供給会社との連絡連携体制を確立する。

(3) 現状変更の取り扱い基準

第1項 現状変更などに関わる手続き

名勝指定地内において現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更など」）をしようとする場合には、文化財保護法（以下、「法」）第125条第1項の規定に基づき、文化庁長官の許可を得なければならない。なお、災害などによるき損後、復旧届により対応できるものについては文化財保護法第127条に基づき対応を行う。ただし、現状変更について維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、特別史跡名勝天然記念物及び名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則第4条に定める範囲において許可を受けることを要しない。

ア 現状変更の許可申請手続きが必要となる行為と取り扱い基準

現状変更行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。名勝宇治山指定地内で所有者、管理者が行う現状変更の例は以下の行為がある。

- 1) 建造物の新築、改築、増築、除却
- 2) 工作物の設置、改修、除却
- 3) 土地の掘削、切り盛り土など土地の形状の変更
- 4) 木竹の伐採、植栽
- 5) 地下埋設物の設置、改修、除却
- 6) 発掘調査など各種学術調査、名勝の保存管理、整備活用に関わる行為

名勝指定地内において現状を変更する場合は、名勝宇治山への影響が軽微であることを管理団体である宇治市及び文化庁に十分に説明し、根拠となる資料を添えた上で現状変更する許可を申請する必要がある。また、史跡整備、建築行為、開発行為など、名勝指定地内で事業を計画する際は、その事業計画による行為が、本計画で明示された名勝の本質的価値に影響を与えないよう、十分に検討する必要がある。以下に地区ごとの規制法令などについて表で示す（表 7-1）。また、指定地内の各地区における取り扱い基準については以下の表のとおりである（表 7-2）。なお、以下の指定地内における取り扱い基準は、本質的価値を損ねない範囲とし、名勝景観に配慮したものとする。

表 7-1 地区ごとの規制法令など

規制法令など		地区名称など	規制内容	地区区分		
				A	B	C
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	宇治市街遺跡（川東地区）、宇治上神社遺跡、山本古墳など	掘削を伴う工事を行う際は、着手の 60 日前までに、埋蔵文化財発掘の届出・通知が必要。（必要に応じて発掘調査が必要）	○	○	○
	国指定史跡	宇治古墳群（二子山北墳、二子山南墳）	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可が必要。	○		
	文化的景観	宇治の文化的景観	景観重要構成要素の移転、除去、価値に影響を及ぼす増改築などの現状変更行為は届出が必要。	○	○	○
京都府文化財保護条例	京都府名勝	興聖寺庭園及び琴坂	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、京都府教育委員会の許可を受けなければならない。		○	
	文化財環境保全地区	興聖寺文化財環境保全地区	建築物その他の工作物の新築、増築又は改築、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の区画・形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て又は干拓、その他教育委員会規則で定める行為を行う際は、行為の 20 日前までに届出が必要。	○	○	
都市計画法		市街化調整区域	農林漁業用の建築物や農林業に従事する者の住宅のほか、駅舎・図書館などの公共用建築物など法で定められたもの以外は知事の許可が必要。	○	○	○
		第一種低層住居専用地域	住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿のほか、兼用住宅で、非住宅部分の床面積が 50 ㎡以内かつ建築物の延べ面積の 1/2 未満のものなど用途制限あり。	○		
		第一種住居地域	住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿のほか、兼用住宅で、非住宅部分の床面積が 50 ㎡以内かつ建築物の延べ面積の 1/2 未満のもの、店舗・事務所などは 2 階以下かつ床面積の合計が 500 ㎡以内の一定の店舗、飲食店など用途制限あり。		○	○
景観法、宇治市景観計画		景観計画重点区域 3（世界遺産保全及び特別風致地区）	建築物の配置や意匠・形態、色彩など誘導基準あり。	○	○	○
		景観計画地区 B（歴史的遺産周辺地区）	建築物の配置や意匠・形態、色彩など誘導基準あり。	○		
		景観計画区域 J（山間地区）	自然景観に調和した意匠形態や、基調となる色調は落ち着いた低彩度のものとするなど、誘導基準あり。	○		

規制法令など	地区名称など	規制内容	地区区分		
			A	B	C
自然公園法	国定公園第2種 特別地域 (琵琶湖国定公園)	農林漁業活動について調整を図ることが必要な地域であり、建築物や工作物の新築、増改築、土地の形状変更など一定の行為を行う場合、京都府知事の許可が必要。建築面積 2,000 ㎡以下、分譲住宅：2 階建てかつ高さ 10 m 以下、一般：高 13 m 以下など規制あり。	○	○	○
宇治市風致地区条例	特別風致地区	建築物その他の工作物の新築、改築又は増築や宅地の造成、木竹の伐採など、区域内において条例で定められた行為を行う際は許可が必要。建蔽率 30% 以下、高さ 10 m 以下など規制あり。	○	○	○
	普通風致地区	建築物その他の工作物の新築、改築又は増築や宅地の造成、木竹の伐採など、区域内において条例で定められた行為を行う際は許可が必要。建蔽率 40% 以下、高さ 15 m 以下など規制あり。	○		
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域	建築物その他の工作物の新築、改築又は増築や宅地の造成、木竹の伐採など、区域内において法に定められた行為を行う際は届出が必要。	○	○	○
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域内において宅地造成に関する工事を行う場合は、京都府知事又は京都府土木事務所長の許可が必要。	○	○	○
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	三室戸鳥獣保護区	狩猟ができない。	○	○	○
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	開発行為をする区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、事前に知事の許可が必要。	○	○	○

イ 指定地内における現状変更取り扱い基準

名勝としての価値を損ねないため、名勝宇治山における現状変更は、次の①から③のいずれかに該当するか、複数該当するものであることとする。その上で求められる共通の配慮事項として、次の a. から d. があげられる。

- ① 本質的価値の保全や活用に資するものであること
例) 倒木箇所や琴坂における植樹、園路の整備など
- ② 公益性が高いもの、生命財産の保護のために必要なもの
例) 発電所関係施設の改修、防災施設の整備など
- ③ 名勝の価値を理解するために必要なもの
例) 名勝標識、解説板の設置など

○ 配慮事項

- a. 視点場からの眺望に与える影響が軽微なものであること
- b. 意匠形態を周辺環境に合わせたものにすること
- c. 宇治山を理解する上で重要な遺構は保全すること
- d. 伐採や植樹は慎重に検討し、計画的に実施すること

表 7-2 指定地内における現状変更の取り扱い基準、条件

行為内容	地区区分			取り扱い基準、条件
	A地区	B地区	C地区	
建造物の新築、改築、増築、除却	○	○	○	名勝宇治山の活用に資するものや宗教活動の維持に関係するもの、現在稼働している事業において既存施設の管理に必要なもの以外は認めない
	○	○	○	名勝景観や周辺の社寺の環境を損なわないよう配慮すること
	○	○	○	原則視点場からの眺望に与える影響が軽微であること
	○	○	○	宇治山に関係する地下遺構は保全すること
			○	発電所関連施設以外の建造物の新築、改築、増築は建築履歴と同程度のものとする
工作物の設置、改修、除却	○	○	○	名勝宇治山の保存活用に資するものや宗教活動の維持に関係するもの、現在稼働している事業において既存施設の管理に必要なもの以外は認めない
	○	○	○	名勝景観や周辺の社寺の環境を損なわないよう配慮すること
	○	○	○	原則視点場からの眺望に与える影響が軽微であること
	○	○	○	宇治山に関係する地下遺構は保全すること
		○		歴史的な石積みの修繕方法は文化財としての価値を損ねない方法にすること
			○	発電所に関わらない工作物及び名勝宇治山の保存、活用に必要でない工作物の設置、改修は建造物の新築などに付随するもののみとする
土地の掘削、切り盛り土など土地形状の変更	○	○	○	山容との一体感がなくなるような土地形状の変更は認めない
	○	○	○	防災施設など安全対策に資するものや文化財の保存、活用に資するものであること
	○	○	○	名勝景観や周辺の社寺の環境を損なわないよう配慮すること
	○	○	○	原則視点場からの眺望に与える影響が軽微であること
	○			園路や管理道路の整備など名勝宇治山の保存活用に関係するものについては、整備検討委員会などで議論を経たものであることを条件に認める
			○	宇治発電所の建設に伴う盛り土などはその意図を損なわないよう配慮すること
樹木の伐採、植栽	○	○	○	山容との一体感がなくなるような樹木の伐採は認めない
	○	○	○	危険木や高木化した樹木、外来種や竹林への対処のほか、森林植生の維持に資する植樹は認める
	○	○	○	植栽する樹種は景観調和に配慮し、周囲の植生や歴史的にかつてみられたものにするなど慎重に検討し、計画的に実行すること
		○		境内地の環境を損なうような樹木の伐採は認めない
		○		琴坂の風趣を維持するために行う枯損木や危険木の伐採は、補植を計画的に実施することを条件に認める。
	○		○	水圧鉄管を覆い隠す植栽の維持、更新に伴う伐採、植栽などは森林環境の維持の範囲とし、計画的に実施すること
地下埋設物の設置、改修、除却	○	○	○	上下水道などライフラインに関わるものや整備に関わるものは認める
	○	○	○	宇治山にとって重要な地下遺構は保全すること
各種学術調査、名勝の保存管理、整備活用に関わる調査など	○	○	○	名勝宇治山の活用に資するもので、調査終了後は元の状態に復旧することを条件に認める

エ 文化庁長官の許可を要しないもの

文化財保護法第125条第1項の但し書きでは、現状変更行為については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、文化庁長官の許可を要しないことと定められている。また、日常の維持管理についても、現状変更には含めないこととする。

- 1) 維持の措置の範囲：き損した名勝の復旧など、本質的価値に関連するもので保存、管理に直接関係があるもの。
- 2) 非常災害のために必要な応急措置を執る場合：道路の仮復旧など、名勝の保存、管理に直接関係しないもの。
- 3) 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合
 1. 植生などの維持管理
 - a. 植生の日常的な手入れ（倒木の処理、支障枝の剪定、草刈り、ツタ・コケ類などの除去、植栽植物の管理など）
 - b. 植木鉢の設置や既存庭園の整備など本質的価値を損なわない範囲の植栽
 2. 市道、里道、参道、自然歩道、登山道などの日常的な管理
道の保守点検、簡易的な補修、清掃
例）舗装の修繕、轍への土充填、落ち葉清掃など
 3. 既存の建造物、工作物の日常的な管理
 - a. 建造物、工作物の保守点検、簡易的な補修、清掃
例）宇治市景観計画の誘導基準に沿った色彩による外壁の塗装、側溝の補修など
 - b. 掘削を伴わない既存機器類の更新修理、簡易な改修
例）機器の更新、宇治市景観計画の誘導基準に沿った色彩による機器の塗装など
 - c. 墓地の管理に関わる簡易な行為で掘削を伴わないもの
 - d. 宗務などに関わるもので、掘削を伴わない軽微な変更
例）架台に提灯をかける、神木の注連縄を取り換えるなど祭礼行事に関わるもの、イベントに伴う仮設工作物の設置など
 4. 既存の宗教関連施設における行為
例）掘削を伴わない墓石、墓碑などの設置、無縁仏墓石の集積など

維持の措置の範囲は、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条で定められたものとする。ただし、いずれの場合においても、名勝宇治山の本質的価値に影響を及ぼさない範囲であり、管理団体である宇治市との事前協議を行うこととする。

オ 宇治市が事務処理を行う行為

現状変更などのうち、施行令第5条第4項第1号イ〜ルに定める行為については、宇治市教育委員会がその事務処理を行う。

第2項 指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理について

名勝宇治山の周辺には、都市計画法や、自然公園法、景観法、宇治市風致地区条例などに基づく規制があり、これまで名勝をとりまく風致は良好に保たれてきた。今後も同様に保護を図る。

(4) 追加指定

今後保護を要する範囲はほとんどが森林であり、特別風致地区による規制があり、市街化調整区域となっているため、直ちに対応が必要となる開発計画が立ち上がることはない。当面の間は現状維持を基本とし、順次追加指定を検討する。

(5) 公有化

名勝宇治山の本質的価値を損ねる可能性がある開発計画に対しては早期の情報把握に努め、必要に応じて公有地化を検討する。

第8章 活用

(1) 活用の方針

名勝宇治山は、宇治市民にとって宇治の風致景観を代表する身近な文化財である。それと同時に、学校教育や社会教育などの身近な文化活動やレクリエーション活動などに活用されている資源でもあり、観光資源としても活用されている。

名勝の活用については、宇治市が社寺や事業者、宇治市関係課などと連携しながら進めるものとし、今後考えられる利活用の内容として以下のようなものがあげられる。これらの中には名勝の整備と密接に関連してくるものがあるため、その詳細な方法については、第10章において後述する整備に関する検討委員会において議論することとする。

- ① 名勝宇治山について理解を促進する施設の適切な維持管理を図る。
- ② 学校教育における教材としての活用や、社会教育における題材としての活用を促進する。
- ③ レクリエーションの場として情報発信するとともに、活用の推進を図る。軽登山などの活用を今後も推進するとともに、二子山を含めた一体的な活用についても検討を行う。
- ④ 4つの社寺と連携した活用を継続するとともに、これまで開催されてきたイベントを今後も継続するなど周辺の歴史文化資源と名勝宇治山の一体的な活用を図り、周遊観光につなげる。
- ⑤ 名勝宇治山に関連する植生の概況調査や観光客などの動向調査に継続的に取り組みとともに、名勝指定地内に散在する石造物などの歴史的な価値付けなど調査研究に取り組む。

(2) 活用の方法

適切な維持管理をするとともに、情報発信をすることにより活用の促進を図る。これまで開催されてきたイベントなどを今後も継続するとともに、豊かな自然環境を目的に来訪した人に対しては、レクリエーションの場としても周知を行い、合わせて名勝宇治山の価値を情報発信する。

指定地内に散在する無主物の石造物などの歴史的、民俗学的な調査研究を継続するとともに、植生の概況調査や宇治市民や観光客を対象とした名勝宇治山に関する認識調査を行うことにより、活用のために必要な資料を集める。

第9章 整備

(1) 整備の方針

名勝宇治山の現状と課題を踏まえ、次のように整備の方針を示す。

- 名勝宇治山の解説板などの整備、充実を図る。
- 園路などの整備、充実を検討する。
- 来訪者の様々な事情に対する合理的配慮を念頭に整備を行う。
- 既存設備の適切な維持管理のほか、必要に応じて再整備を検討する。
- 琴坂の石積みについては、必要な保存修理を行う。
- 名勝のき損を防ぎ、来訪者の安全確保に必要な整備を行う。

なお、園路などの整備を検討する際は、名勝指定地内の史跡や文化的景観などほかの文化財に配慮した整備となるようにする。

(2) 整備の方法

第1項 保存のための整備

ア 名勝宇治山全体に関する整備

整備済みの諸施設については適切な維持管理を行い、劣化が生じている場所については、必要に応じて再整備を検討する。名勝のき損を防ぎ、来訪者の安全を確保するため、土留め工や治山ダムの整備など、適切な整備について検討を行う。

イ 地区ごとの整備

1) A地区

近年の気候変動や土砂災害警戒区域や特別警戒区域が多数存在していることから、名勝宇治山の本質的価値を構成する山容を維持するため、過去の被災箇所などを考慮したうえで、必要に応じて土留め工や治山ダムなど防災施設の整備を行う。また、森林管理に必要となる管理用通路や園路などの整備について検討を行う。園路などの整備と合わせて宇治山の雨水の処理についても検討を行う。土留め工などの防災施設や園路などの整備について検討を行う際は景観に配慮し、名勝宇治山の本質的価値を損ねないものになるようにする。

2) B地区

境内地において建造物の新築や改築などが計画された際は早急に情報収集を行うとともに、適切な維持管理、整備となるよう協議を行う。また、琴坂の石積みについては、文化財としての補修が必要であることから、適切な保存修理を行う。

琴坂沿いの岩壁における落石や、隣接地における倒木については、適切に対策を講じることにより来訪者の安全を確保する。

3) C地区

敷地内において発電所施設の整備や改修などが計画された際は早急に情報収集を行うとともに、適切な維持管理、整備となるよう協議を行う。

第2項 活用のための整備

ア 名勝宇治山全体に関する整備

来訪者に名勝宇治山の価値や歴史を知ってもらうため、名勝宇治山の解説板や名勝の標識設置など、名勝宇治山の理解促進につながる施設の整備、充実について検討を行う。解説板やサイン類の新設及び改修を行う際は、宇治市観光案内サイン整備ガイドラインなどに沿ってデザインや表示の統一性、多言語化に留意する。園路の整備が既に行われている仏徳山と名勝の一体的な活用を図るため、園路や便益施設などの整備について検討を行う。整備をする際は、来訪者の様々な事情に対する合理的配慮を念頭に整備方法などを検討する。仏徳山の大吉山風致公園だけでなく、二子山や朝日山を含めた一体的な整備を検討する。

イ 地区ごとの整備

1) A地区

二子山や朝日山についても名勝宇治山として一体的な活用ができるよう、二子山古墳の遺構保護を前提に園路や解説板などの整備について検討を行う。歩行者の動線がはっきりしていない場所については、園路の整備やサインの設置などによって動線を設定する。案内板や便益施設、園路などの整備について検討を行う際は来訪者の様々な事情に配慮したものになるよう心掛け、快適に利用できる環境となるようにする。

2) B地区

指定地内に所在する4つの社寺と連携した活用ができるよう、サイン類の新設や既存サイン類の改修などを検討する。

3) C地区

土地所有者の電力事業との調整を図りつつ、名勝の価値を損なうことがないよう、発電所施設の新設や更新などの際は視点場からの望見に配慮し、保全と施設の活用を両立させる。

第10章 運営・体制

(1) 運営・体制の方針

名勝宇治山の運営・体制の現状と課題、本計画の方向性を踏まえ、保存管理と活用を進めるための体制整備について、次のように方向性を示す。

- ① 名勝の管理団体である宇治市が中心となり、4つの社寺や事業者、宇治市関係各課などと協力、連携体制を整備し、情報共有を図る。
- ② 関係団体などとの協力、連携、協働の取り組みを促進する。
- ③ 活用と整備の方向性などの検討については、(仮称)名勝宇治山整備検討委員会を発足し、必要事項について適宜議論を行う。

(2) 運営・体制の方法

第1項 関係諸機関による運営・体制

名勝の保存、活用、整備の推進には、4つの社寺や事業者、宇治市関係各課などと協力、連携することが必要不可欠である。各所有者と適宜意見交換や協議を行う場を整備することにより、計画している事業などを早期に把握し、適切な事業内容となるよう協議を行う。宇治市関係課とは適宜協議を行い、情報共有をすることで連携強化を図る。

第2項 (仮称)名勝宇治山整備検討委員会の設立と保存、活用の推進

名勝宇治山の管理団体である宇治市が主体となり、活用と整備の方向性などの検討を行う(仮称)名勝宇治山整備検討委員会を発足する。名勝宇治山の保存、活用、整備に向けた計画の策定と推進にあたっては、国(文化庁)及び京都府教育委員会の指導、助言のもと、引き続き専門家や有識者による委員会において方向性や具体策などについて検討しながら進める。名勝についての調査、研究もあわせて継続的に行い、得られた知見を保存、活用、整備の検討に活かす。

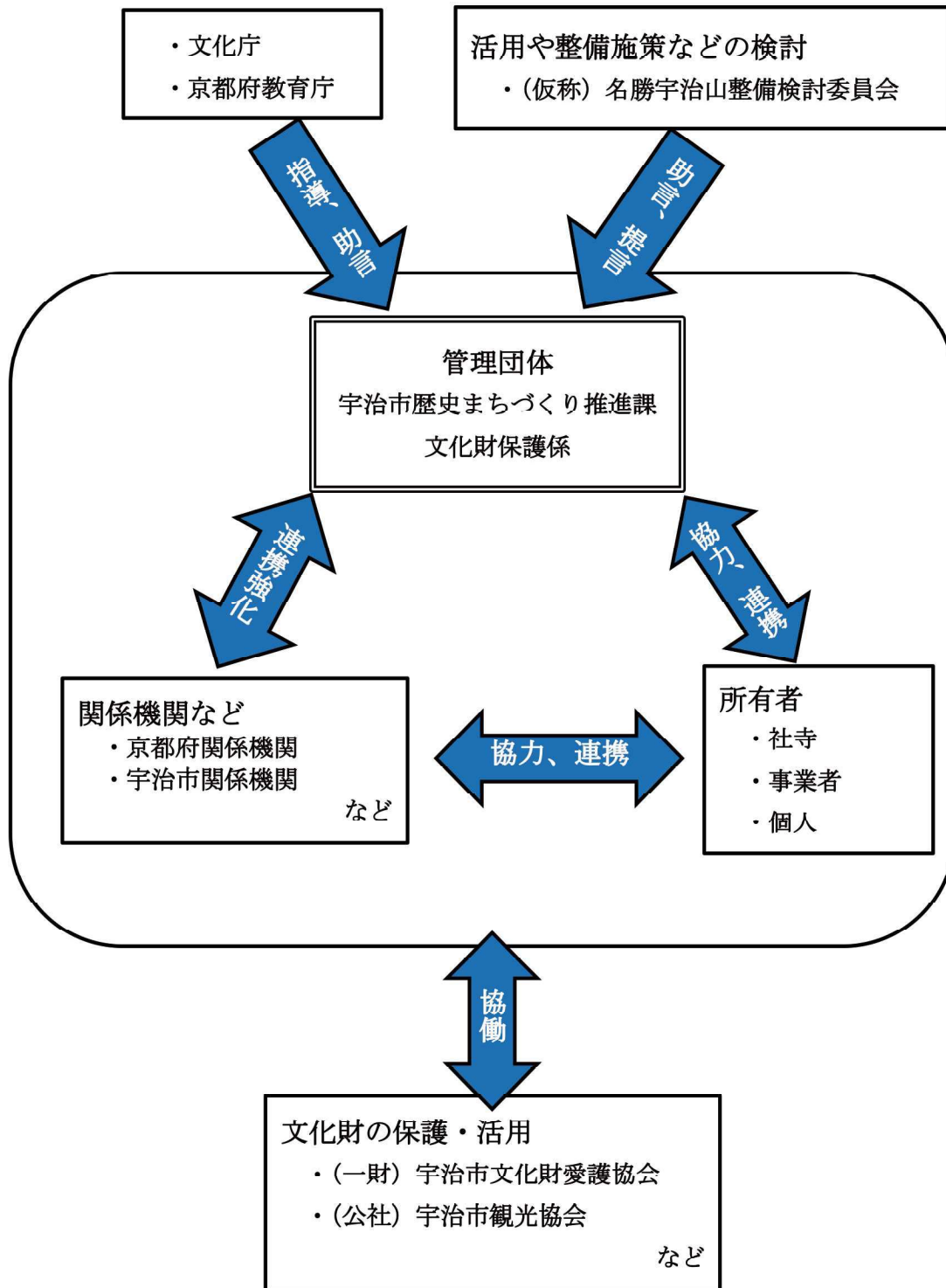


図 10 - 1 名勝宇治山の保存、活用、整備に関わる関係諸機関等の模式図

第 11 章 実施計画

保存活用計画の計画期間は、計画認定の日から令和 16 年度（2034）末までの 10 年間とする。計画期間内で下記の項目について取り組む。令和 7 年度（2025）から令和 9 年度（2027）の 3 か年で施策の実施に必要な調査や関係各課などと施策の実施に関する調整を行うとともに、整備事業に関する検討を行う（仮称）名勝宇治山整備検討委員会を設置し、具体的な施策について検討を行い、整備計画を策定する。整備計画の策定後は園路の整備など具体的な施策を推進する。

名勝宇治山の保存活用に関して新たに課題などが出てきた場合は、適宜保存活用計画の改定について検討を行う。

そのほか、指定地内で名勝宇治山の本質的価値への影響が大きい現状変更が計画された際や、今後保護を要する範囲において開発計画が立ち上がった際には、文化庁や京都府教育庁、学識者などの意見を聴取し必要な施策を検討する。

表 11－1 計画実施スケジュール

項目		令和 7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
保存 管理	森林管理のための植生調査	森林の管理方針を検討するにあたって植生調査を行うとともに必要に応じて追加の調査を行う									
	植生調査や樹木医による診断をもとにした森林管理方針の検討										
	森林の管理方針や森林の概況に基づいた適切な維持管理										
	琴坂の風致景観の保全										
活用	情報発信による活用の促進										
	宇治山に関する観光客などの認識調査										
	周辺の文化資源などと連携したイベントの企画、実施など										
整備	(仮称) 名勝宇治山整備検討委員会の実施										
	名勝宇治山整備計画の策定										
	保存 の た め の 整 備	災害発生リスクの調査									
		防災対策工事の検討									
		防災対策工事の設計、施工									
		琴坂石積みの補修、モミジ類の補植など									
	活用 の た め の 整 備	解説板などの整備についての検討									
		解説板などの設計、施工									
		園路やサイン類などの整備についての検討									
		園路やサイン類などの設計、施工									

第 12 章 経過観察

(1) 経過観察の方向性

本計画の 6 章から 9 章の内容に基づき、保存管理、活用、整備について経過観察を行う。適宜取り組み状況を確認するとともに、最終年度に取り組み状況の総括を行う。

(2) 経過観察の方法

本計画期間における保存、活用、整備などは、名勝宇治山の管理団体である宇治市が主体となり、次の項目についてチェック表（表 12－1）を用いて年 1 回経過観察を行う。

表 12－1 経過観察チェック表

区分	項目	取り組み状況			観察期間	備考
		未着手	取り組み中	取り組み済		
保存管理	森林管理のための植生調査				令和 7・8 年	
	植生調査や樹木医による診断をもとにした森林管理方針の検討				令和 8・9 年	
	森林の管理方針や森林の概況に基づいた適切な維持管理				令和 7～16 年	
	琴坂の風致景観の保全				令和 7～16 年	
活用	情報発信による活用の促進				令和 7～16 年	
	宇治山に関する観光客などの認識調査				令和 7～9 年	
	周辺の文化資源などと連携したイベントの企画、実施など				令和 10～16 年	
整備	(仮称) 名勝宇治山整備検討委員会の実施				令和 7～9 年	
	名勝宇治山整備計画の策定				令和 8・9 年	
	保存のための整備	災害発生リスクの調査			令和 7・8 年	
		防災対策工事の検討			令和 8・9 年	
		防災対策工事の設計、施工			令和 10～16 年	
		琴坂石積みの補修、モミジ類の補植など			令和 7～16 年	
	活用のための整備	解説板などの整備についての検討			令和 8・9 年	
		解説板などの設計、施工			令和 10～16 年	
		園路やサイン類などの整備についての検討			令和 8・9 年	
		園路やサイン類などの設計、施工			令和 10～16 年	

参考・引用・出典文献一覧

◎ 2 章

宇治市『宇治市史 1 古代の歴史と景観』1973 年

宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課『宇治市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）』2023 年

宇治市政策経営部行政経営課『第 2 期宇治市人口ビジョン 宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略』2020 年

京都府教育委員会『京都府文化財保存活用大綱』2020 年

世界遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」包括的保存管理計画『世界遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」包括的保存管理計画』2023 年

宇治市『「宇治の文化的景観」文化的景観保存活用計画書』2012 年

宇治市『重要文化的景観「宇治の文化的景観」整備計画 I 』2016 年宇治市政策企画部政策戦略課『宇治市第 6 次総合計画』2022 年

宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課『宇治市景観計画改定版』2024 年

宇治市教育委員会『第 2 次宇治市教育振興基本計画』2022 年

宇治市都市整備部都市計画課『宇治市都市計画マスタープラン』2022 年

宇治市産業観光部観光振興課『第 2 期宇治市観光振興計画～宇治のブランド力を未来へ織りなす～』2023

宇治市『宇治市史 1 古代の歴史と景観』1973 年

宇治市『宇治市歴史的風致維持向上計画』2012 年

宇治市『宇治市史 2 中世の歴史と景観』1974 年

宇治市『宇治市史 3 近世の歴史と景観』1976 年

宇治市『宇治市史 4 近代の歴史と景観』1978 年

林倫子「近代宇治における遊覧地形成－宇治保勝会による宇治公園整備と本多静六らによる宇治町公園計画案に着目して－」『景観・デザイン研究講演集 No.18』2022 年

宇治市『宇治市史年表』1983 年

◎ 3 章

文化庁文化財部『月刊文化財（平成 30 年 9 月号 /660 号）』2018 年

宇治市教育委員会『宇治市名勝総合調査報告書』2021 年

宇治市『宇治市史 1 古代の歴史と景観』1973 年

宇治市『宇治市史 2 中世の歴史と景観』1974 年

宇治市『宇治市史 3 近世の歴史と景観』1976 年

庶務課社寺掛『久世郡寺院明細帳』1883 年

高原ほか「平等院阿字池堆積物の花粉分析に基づく平等院周辺における植生変遷」『鳳翔学叢 第 7 輯』2011 年

大原久雄『写真京都叢書 第 5 宇治周辺』1959 年

高原光・奥田賢「シイノキの分布拡大ーマツ林からシイ林へー」『古都の森と守り活かす』2008 年
京都府『京都府レッドデータブック 2015』2015 年
宇治川電気株式会社『第一期水力電気事業沿革志』1916 年

◎ **5 章**

宇治市歴史資料館『収蔵文書調査報告書 4 宇治上神社文書』2001 年
宇治市歴史資料館『収蔵資料調査報告書 1「白川金色院」と恵心院』1998 年

参考資料（令和4年度植生調査成果抜粋）

Ⅲ. 森林区分図の作成

1. 森林区分の推定

令和2年（2020）に宇治市が撮影した空中写真を用いて、対象区域における現在の森林の範囲を抽出した。

また、空中写真より樹冠を判読し竹林、針葉樹、広葉樹の分布範囲を推定した。広葉樹については、令和2年以前に撮影された空中写真や自然環境保全基礎調査（環境省）の現況植生図を参考にしながら、樹種別に細区分して分布の範囲を推定した。

空中写真の判読により、対象区域内を以下に示す5つの区分に分類した。

- ・広葉樹林
 - コジイ林（常緑）：仏徳山全域
 - アラカシ林（常緑）：仏徳山の一部
 - コナラ・アベマキ林（落葉）：
二子山、朝日山等
- ・針葉樹林：仏徳山山頂部
- ・竹林：二子山、宇治発電所放水路（一部）

森林区分の推定により、自然環境保全基礎調査以降にコジイを主とした広葉樹の群落が更に拡大していること、針葉樹（アカマツ等）の生育範囲が縮小していることが予想された。

空中写真による森林区分の推定をふまえ、現地調査によって森林の状態を観察すると共に、寺院境内地などの植栽地等についても記録した上で、林内を改めて植生ごとに区分し、森林区分図を作成するものとした。

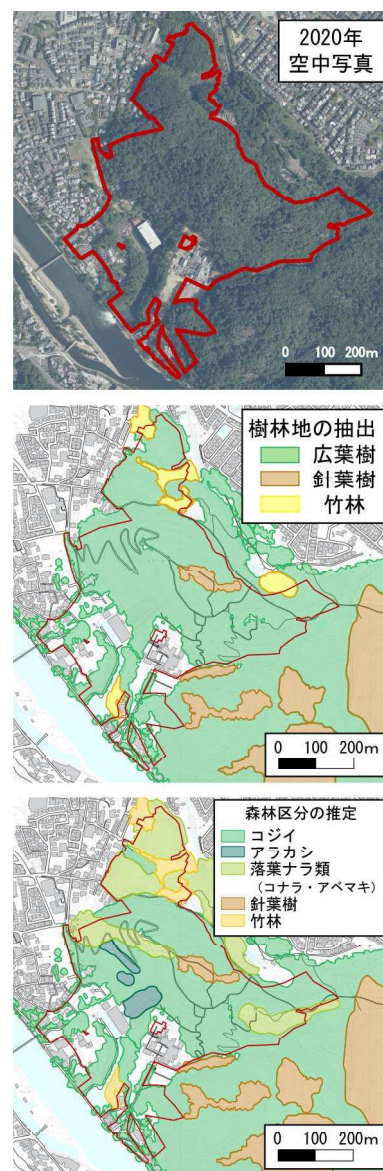


図 23 森林区分の推定

2. 現地調査の実施と森林区分図の作成

(1) 現地調査の実施

空中写真により推定した森林区分について、対象区域内全域を踏査し、各森林区分の範囲について調査した。

また、各森林区分において、10 × 10 mの範囲で森林を構成する主な高木、森林の下層の植生の状況などについて記録した。なお、関西電力宇治発電所内については、同社担当者の同行のもとで発電所敷地内の樹林地について観察を行った。

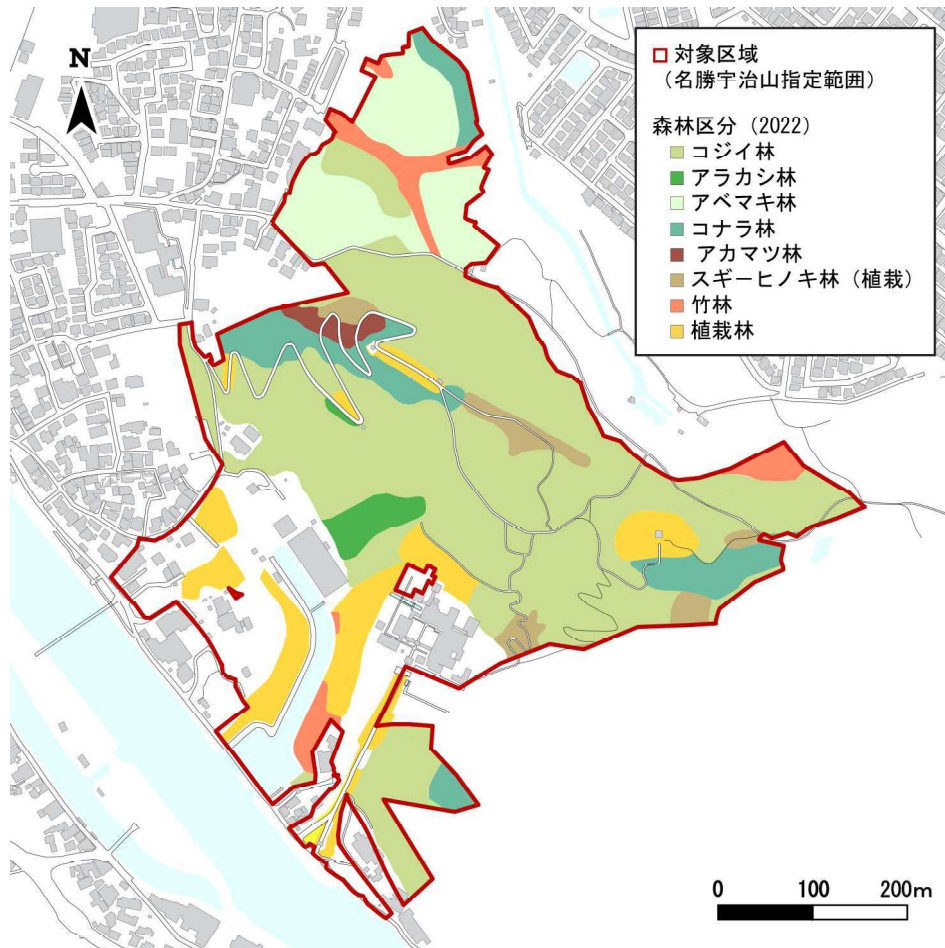


図 24 各森林区分における調査地点（●）

出典：宇治市都市計画図に情報を付記したもの

(2) 森林区分図の作成

空中写真の判読と現地調査により、対象区域約 25.7ha の内 22.3ha を樹林地として検出し、「コジイ林」、「アラカシ林」、「アベマキ林」、「コナラ林」、「アカマツ林」、「スギーヒノキ林（植栽）」、「竹林」、「植栽林」の 8 つの森林に区分した。また、各森林区分の構成樹種等の情報について、調査シートの形式で整理した。



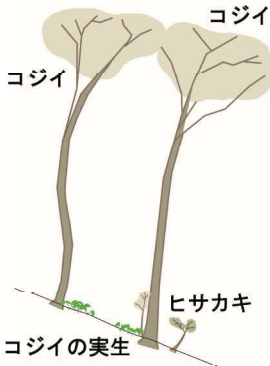
<シートの記入例>

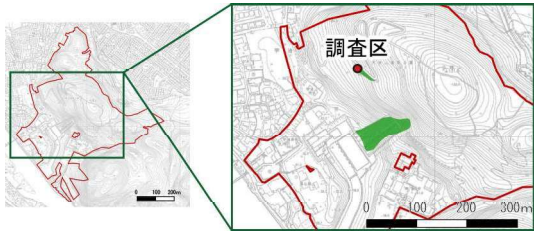
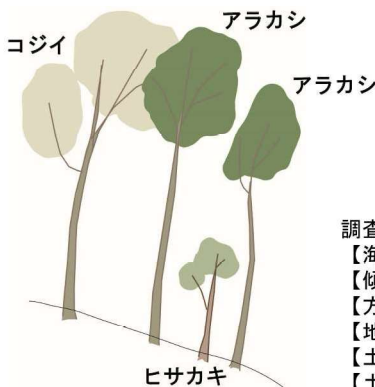
■森林区分	
分類	範囲
植生の種類 ・常緑広葉樹林：常緑の広葉樹が優占する森林 ・落葉広葉樹林：冬に落葉する広葉樹が優占する森林 ・常緑針葉樹林：常緑の針葉樹が優占する森林	
面積	
対象区域内に占める面積	
分布	
対象区域内における植生の位置	
■概況	
各森林区分、調査区の状況	
■構成樹種	
階層別の出現した植物 (木本・草本) <高木層> ・森林の最も上層(林冠)を構成する部分 <亜高木層> ・林冠よりも低く、低木層よりも高い階層 <低木層> ・低木が生育する階層 <草本層> ・下層植生(地被・草本・木本の実生)で構成される階層	<模式図> 調査区の林相(一部) 調査区の情報 【海拔】調査地点の海拔 【傾斜】斜面の勾配(°) 【方位】斜面の向き 【地形】調査地点の立地 【土性】粒径による区分 【土湿】土壌の湿潤状況 適：湿りあり 乾：湿りなし

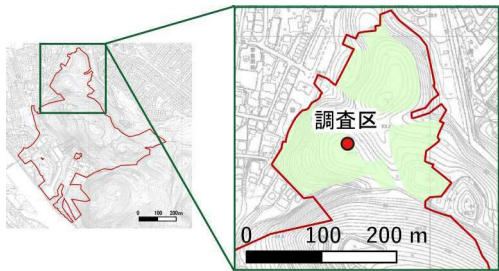
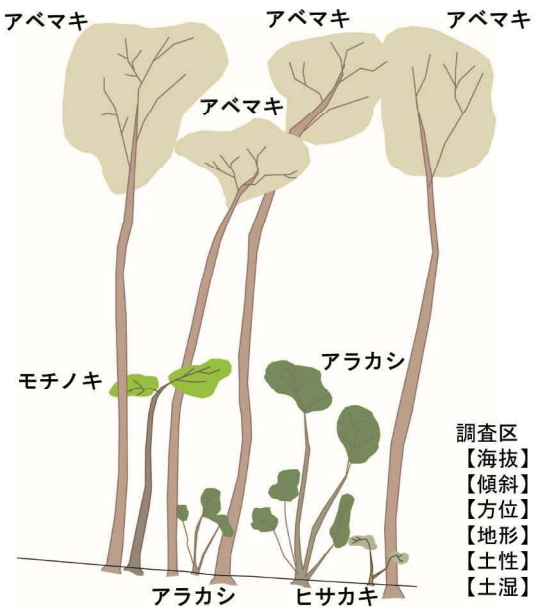
<用語>

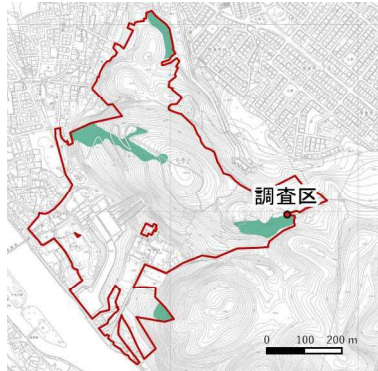
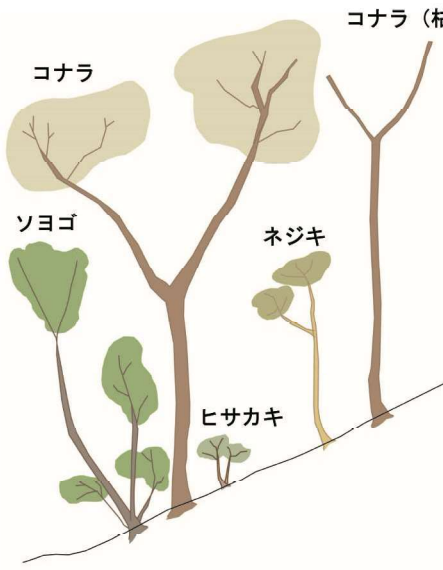
階層	高さによる垂直構造。林床、草本層、低木層、亜高木層、高木層に区分される。
攪乱	植生が部分的に壊され変化すること。
群集	特定の種組成・生育条件および相観をもった、植物社会学的群落分類における基本単位。
群落	同一場所である種の単位性と個別性のもと生育する植物群の便宜的な単位。
植生	ある地域を覆っている植物体の総称。
遷移	植生が時間とともに移り変わる事。植物が存在せず何もない裸地などから始まる遷移を一次遷移、植物・土壌が存在する状態からの遷移を二次遷移という。
疎林	樹木がまばらに生育する林。
ナラ枯れ	ブナ科(ドングリをつける樹種)の集団枯損現象。甲虫が穿入することでその共生菌が樹木に感染し、防衛反応によって樹木が枯死に至る。
二次林	自然あるいは人為的要因により植生が攪乱された後に成立した、二次遷移の途中にある森林。人によって利用されてきた里山や雑木林も二次林にあたる。
実生	種子から発芽して間もない植物体。
優占	群集、群落において、ある種が個体数・数量が多く優勢した状態にあること。
林冠	森林の上層部分。森林の頂部で、高木の枝葉が茂る部分。
林床	森林の地表面。
林分	樹木の集団、樹木が生える林地。

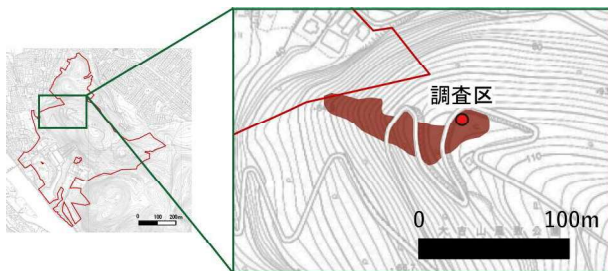
【参考資料】生物多様性センター(環境省)、林野庁資料 他

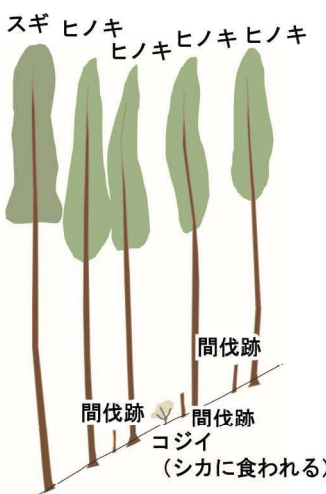
■コジイ林	
分類	範囲
常緑広葉樹林	
面積	
約 12.4ha	
分布	
仏徳山全域 朝日山 二子山付近	
■概況	
- 対象区域全体で最も広範囲を占める。スダジイやアラカシなど、他のブナ科の常緑樹も出現するが、ほぼコジイ 1 種が優占しており、高木層に到達して林冠を形成する個体の胸高直径は 50cm 以上である。 - 低木層ではコジイやヒサカキなどの常緑樹がわずかに生育する程度であり、草本層もコジイの実生やベニシダが出現する程度である。 - 疎林であるが、高木層のコジイによって林冠はほとんど塞がれている。林内は全体的に植生が乏しく、林床は暗い環境である。 - 京都府レッドデータブック（2015）では、興聖寺、宇治上神社に分布するシイ群落が「管理維持」（現状の管理を維持することが必要）の区分に該当する。	
■構成樹種	
<高木層> 25 m コジイ <亜高木層> 14 m コジイ <低木層> 3～5 m コジイ、ヒサカキ <草本層> 0.1 m コジイ、エノキ	 調査区 【海拔】 120m 【傾斜】 10° 【方位】 N 【地形】 斜面中部 【土性】 礫・砂 【土湿】 適
 調査地	 山道沿いの斜面地

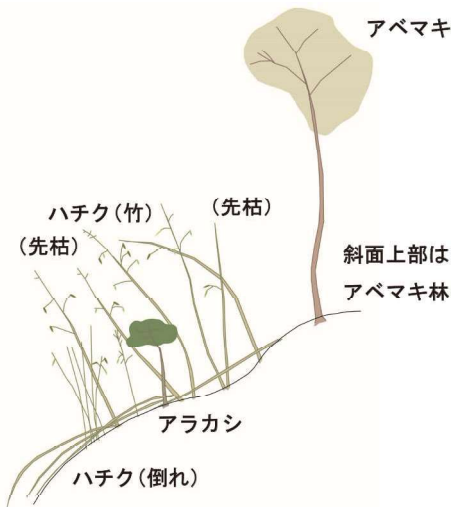
■アラカシ林	
分類	範囲
常緑広葉樹林	
面積	
約 0.4ha	
分布	
仏徳山（山道沿い） 宇治発電所（鉄管設置箇所）	
■概況	
- 対象区域外では、宇治川沿いの急な斜面の下部や、山地の岩が露出するような場所でアラカシが優占しているが、対象区域内でアラカシ林が占める面積は小さい。 - 仏徳山の山道沿いの斜面で、アラカシがまとまった本数が生育する箇所があるが、面積は非常に小さい（約 280 m²）。また、当該地点ではコジイが混生しており、林冠に到達する個体もみられることから、ほぼコジイ林に推移しつつあると考えられる。 - 宇治発電所北側の斜面でまとまった群落がみられるが、当該箇所は発電所の建設時に植林されたものである。発電所の建設当時、水圧鉄管を設置した仏徳山山腹の周辺ではアラカシが優占していたと考えられるが、現在はコジイが優占している。	
■構成樹種	
<高木層> 20 m コジイ、アラカシ <亜高木層> — <低木層> 3 m アラカシ、ヒサカキ <草本層> —	 調査区 【海拔】 70m 【傾斜】 10° 【方位】 W 【地形】 斜面上部 【土性】 礫・砂 【土湿】 適
 調査地(山道付近)	 宇治発電所水圧水圧鉄管部

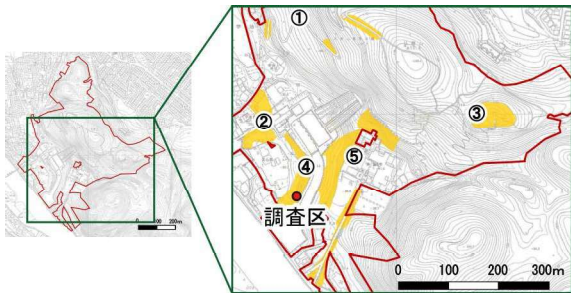
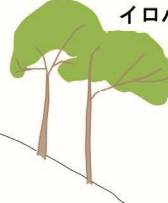
■アベマキ林	
分類	範囲
落葉広葉樹林	
面積	
約 2.5ha	
分布	
二子山付近	
■概況	
・緩斜面の尾根上や土壌の発達した山腹の斜面など、元々シイ林であったと推測される二次林でほぼアベマキ1種が優占している。林内にはモチノキやヒサカキ、アラカシなどの常緑樹の低木が出現するほか、カマツカやモチツツジなどの落葉樹の低木が含まれる場合もある。草本層・林床はほとんど植生がない。 ・アベマキはコナラと混生して林分を形成することが多いが、対象区域ではアベマキの優占する箇所とコナラの優占する箇所が区分できる。	
■構成樹種	
<高木層> 18～21 m アベマキ <亜高木層> 15 m アベマキ <低木層1> 6～8 m ウワミズザクラ、モチノキ、アラカシ、クロガネモチ <低木層2> 3～6 m アラカシ、ヒサカキ、カマツカ、モチツツジ、ヤブツバキ <草本層> —	 調査区 【海拔】 72m 【傾斜】 5° 【方位】 NW 【地形】 平尾根 【土性】 礫・砂 【土湿】 適
 調査地	 林床の様子

■コナラ林	
分類	範囲
落葉広葉樹林	
面積	
約 2.4ha	
分布	
仏徳山（山道沿い 他） 朝日山	
■概況	
・ 仏徳山から北側の北東向き斜面の下部や、山道沿いの痩せた地点、朝日山南側の岩の多い急斜面などでコナラが優占する。亜高木層から低木層ではソヨゴが多い。元々はアラカシ林が成立した二次林であったと考えられる。 ・ コナラはアベマキ林やコジイ林内でも生育が確認できるが、まとまったコナラ林が成立しているのは痩せた尾根上や岩の多い箇所や、やや急な斜面などに限られる。 ・ 仏徳山山道沿いのコナラ林ではナラ枯れによる枯損が目立つ。	
■構成樹種	
<高木層> 15 ～ 18 m コナラ <亜高木層> 8 ～ 12 m ソヨゴ、コジイ <低木層 1 > 4 ～ 8 m ネジキ、ソヨゴ、クロバイ、 コジイ <低木層 2 > 0.5 ～ 4 m ヒサカキ、ネジキ、ソヨゴ、 コバノミツバツツジ、 シャシャンボ、コジイ <草本層> 0.5 m ノキシノブ、ヒサカキ、 コジイ、ネザサ、クロバイ、 ソヨゴ	 調査区 【海拔】 102m 【傾斜】 7° 【方位】 S 【地形】 斜面下部 【土性】 礫・砂 【土湿】 やや乾
	

■アカマツ林	
分類	範囲
常緑針葉樹林	
面積	
約 0.2ha	
分布	
仏徳山（山道沿いの一部）	
■概況	
・アカマツが比較的多い群落であるが、植栽のヒノキが混生し、アカマツとヒノキの優占度はほぼ半々である。低木層ではアラカシ、ヒサカキなどに加え、特にクロバイが多く、コバノミツバツツジやネジキ、コシアブラ、タカノツメなどの落葉樹も混生する。 ・仏徳山山頂の尾根部は元々アカマツ林であったが、現在は植栽由来のヒノキが優占する林分であり、アカマツは点在するのみである。	
■構成樹種	
<高木層> 18～20 m ヒノキ、アカマツ <亜高木層> 9～18 m アカマツ <低木層1> 5～9 m クロバイ、コジイ、 タカノツメ、コシアブラ <低木層2> 2～5 m ヒサカキ、コジイ、クロバイ、 シャシャンボ、ネジキ、 カナメモチ <草本層> 1 m コジイ、ヤブニッケイ、 ヤマウルシ	 調査区 【海拔】 100m 【傾斜】 5° 【方位】 NW 【地形】 斜面上部 【土性】 礫・砂 【土湿】 やや乾
 	

■スギーヒノキ林（植栽）	
分類	範囲
常緑針葉樹林	
面積	
約 1.0ha	
分布	
仏徳山（山頂付近ほか） 朝日山谷部（興聖寺北東側）	
■概況	
・アカマツ林内の他、山道沿いの狭い範囲で帯状にヒノキが植栽されている。また、朝日山南側の谷部や斜面でスギやヒノキが植栽されている。林床の植生は乏しく、シダ類やクロバイ、コジイなどが生育する程度であり、コジイにはシカの食痕が残っている。	
■構成樹種	
<高木層> 19～22 m スギ、ヒノキ	 調査区 【海拔】 82m 【傾斜】 20° 【方位】 S 【地形】 斜面下部 【土性】 岩・礫 【土湿】 適
<亜高木層> 15 m ヒノキ	
<低木層> ー	
<草本層> ～0.5 m クロバイ、ベニシダ、 コジイ、トウゴクシダ、 アラカシ、コシダ	
	
	

■竹林	
分類	範囲
その他	
面積	
約 0.9ha	
分布	
宇治発電所水路横 二子山 等	
■概況	
・アベマキ林の斜面下部や、宇治発電所水路の東側等に分布し、ハチクが優占する林分である。 ・アベマキ林の下部の竹林では、低木層でアラカシが混生する。草本層ではミツバアケビやアラカシの実生が見られるが、林床の植生は乏しい。 ・ハチクの先枯れ、倒竹など、荒廃が進んでいる箇所も見られる。	
■構成樹種	
<高木層> 8～12 m ハチク <亜高木層> ー <低木層> 2～6 m アラカシ、ハチク <草本層> ～0.3 m チャノキ、ミツバアケビ、アラカシ	 調査区 【海拔】 60m 【傾斜】 20° 【方位】 SW 【立地】 斜面中部 【土性】 礫・砂 【地質】 適
 	

■植栽林	
分類	範囲
その他	
面積	
約 2.5ha	
分布	
東海自然歩道（展望所付近 他） 朝日山観音堂 宇治発電所 等	
■概況	
① 大吉山風致公園内の山道から展望所までの区間では、モミジやサクラなどの植栽がみられる。サザンカなど、卒業記念等による植樹も点在する。 ② 宇治神社や宇治上神社の境内地や周辺ではソメイヨシノやイロハモミジが植栽されている。このほかスギやクスノキ、イチョウなどの大木がみられる。 ③ 朝日山観音堂付近では柵により一部を囲むなどしており、マツなどが植えられている。アベマキなどの高木も生育するが、地元の協力会等により山頂部全体が手入れされている。 ④ 宇治発電所の放水路両側は発電所建設の際に植林されたものであり、水路西側ではモミジやサクラ類の植栽がみられる。落葉樹(エノキ等)やアラカシ、クスノキ、スギなどの高木も混在しているが、林床の植生は乏しい。 ⑤ 興聖寺の琴坂は古くから名所として知られており、植栽のモミジ類が景観を形成している。また、平成 30 年に台風の被害を受けた法堂北側の斜面（約 0.3 ha）では、現在造成が進められておりイロハモミジなどの植栽がみられる。	
■構成樹種 （※④宇治発電所敷地内）	
<高木層> 12 m アラカシ、ソメイヨシノ、 イロハモミジ <亜高木層> ー <低木層> 5 m イロハモミジ <草本層> ー	アラカシ  イロハモミジ  イロハモミジ 調査区 【海拔】 20m 【傾斜】 10° 【方位】 S E 【立地】 斜面下部 【土性】 礫・砂 【土湿】 やや乾
 宇治発電所放水路  興聖寺（造成・植栽）	

【参考】対象区域内で観察した植物（植栽を含む）

科	種	学名
ウラボシ科	コシダ	<i>Dicranopteris pedata</i> (Houtt.) Nakaike
オンシダ科	ベニシダ	<i>Dryopteris erythrosora</i> (D.C.Eaton) Kuntze
	トウゴクシダ	<i>Dryopteris nipponensis</i> Koidz.
ウラボシ科	ノキシノブ	<i>Lepisorus thunbergianus</i> (Kaulf.) Ching
イチョウ科	イチョウ	<i>Ginkgo biloba</i> L.
マツ科	アカマツ	<i>Pinus densiflora</i> Siebold et Zucc.
ヒノキ科	ヒノキ	<i>Chamaecyparis obtusa</i> (Siebold et Zucc.) Endl.
	スギ	<i>Cryptomeria japonica</i> (L.f.) D.Don
モクレン科	ホオノキ	<i>Magnolia obovata</i> Thunb.
クスノキ科	クスノキ	<i>Cinnamomum camphora</i> (L.) J.Presl
クスノキ科	ヤブニッケイ	<i>Cinnamomum yabunikkei</i> H.Ohba
サルトリイバラ科	サルトリイバラ	<i>Smilax china</i> L.
イネ科	ハチク	<i>Phyllostachys nigra</i> (Lodd. ex Loud.) Munro var. <i>henonis</i> (Mitford) Stapf ex Rendle
	ネザサ	<i>Pleioblastus argenteostriatus</i> (Regel) Nakai f. <i>glaber</i> (Makino) Murata
	チカラシバ	<i>Pennisetum alopecuroides</i> (L.) Spreng.
アケビ科	ミツバアケビ	<i>Akebia trifoliata</i> (Thunb.) Koidz.
バラ科	ソメイヨシノ	<i>Cerasus x yedoensis</i> (Matsum.) Masam. et S.Suzuki
	ウワミズザクラ	<i>Padus grayana</i> (Maxim.) C.K.Schneid.
	カマツカ	<i>Pourthiaea villosa</i> (Thunb.) Decne. var. <i>villosa</i>
	カナメモチ	<i>Photinia glabra</i> (Thunb.) Maxim.
ニレ科	ケヤキ	<i>Zelkova serrata</i> (Thunb.) Makino
アサ科	エノキ	<i>Celtis sinensis</i> Pers.
ブナ科	コジイ (ツブラジイ)	<i>Castanopsis cuspidata</i> (Thunb.) Schottky
	アラカシ	<i>Quercus glauca</i> Thunb.
	アベマキ	<i>Quercus variabilis</i> Blume
	コナラ	<i>Quercus serrata</i> Murray
	スダジイ	<i>Castanopsis sieboldii</i> (Makino) Hatus. ex T.Yamaz. et Mashiba subsp. <i>sieboldii</i>
トウダイグサ科	ナンキンハゼ	<i>Triadica sebifera</i> (L.) Small
ウルシ科	ヤマウルシ	<i>Toxicodendron trichocarpum</i> (Miq.) Kuntze
モッコク科	ヒサカキ	<i>Eurya japonica</i> Thunb. var. <i>japonica</i>
ムクロジ科	イロハモミジ	<i>Acer palmatum</i> Thunb.
カキノキ科	カキノキ	<i>Diospyros kaki</i> Thunb.
ツバキ科	サザンカ	<i>Camellia sasanqua</i> Thunb.
	チャノキ	<i>Camellia sinensis</i> (L.) Kuntze
	ヤブツバキ	<i>Camellia japonica</i> L.
ハイノキ科	クロバイ	<i>Symplocos prunifolia</i> Siebold et Zucc.
ツツジ科	コバノミツバツツジ	<i>Rhododendron reticulatum</i> D.Don ex G.Don
	ネジキ	<i>Lyonia ovalifolia</i> (Wall.) Drude var. <i>elliptica</i> (Siebold et Zucc.) Hand.-Mazz.
	モチツツジ	<i>Rhododendron macrosepalum</i> Maxim.
	シャシャンボ	<i>Vaccinium bracteatum</i> Thunb.
シソ科	ムラサキシキブ	<i>Callicarpa japonica</i> Thunb.
モチノキ科	モチノキ	<i>Ilex integra</i> Thunb.
	ソヨゴ	<i>Ilex pedunculosa</i> Miq.
	クロガネモチ	<i>Ilex rotunda</i> Thunb.
ウコギ科	コシアブラ	<i>Chengiopanax sciadophylloides</i> (Franch. et Sav.) C.B.Shang et J.Y.Huang
	タカノツメ	<i>Gamblea innovans</i> (Siebold et Zucc.) C.B.Shang, Lowry et Frodin

※学名は YList（米倉浩司・梶田忠「BG Plants 和名－学名インデックス」）に準拠する

参考資料（関係法・施行令など）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）抜粋

第7章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(管理団体等への指導又は助言)

第百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）抜粋

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
- 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の

特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるものの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第百十五条第一項(法第二百十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当

該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）抜粋

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の

知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望
(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼ、う、を表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

名勝宇治山保存活用計画

発行日 令和 7 年（2025） 3 月 31 日

発行者 宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課
〒 611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地

編 集 株式会社総合計画機構
〒 540-0012 大阪府大阪市中央区谷町 2 丁目 2 番 2 2 号 NSビル 6 F

印 刷 株式会社ダイビス
〒 530-0054 大阪府大阪市北区南森町 2 丁目 2-12